

資料 30

児童福祉法（抄）（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

第三章 事業及び施設

第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設とする。